

# 備前市シルバー人材センターは フリーランス法 への対応のため 令和7年4月から 新しい契約方式へ移行します

## フリーランス法の目的

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」）が令和6年11月1日から施行されました。

この法律は、フリーランスとして働く人々が安心して仕事ができる環境を整えるために制定されたもので、フリーランスの方と企業などの事業者の間の取引を適正化し、就業環境を整備することを目的としています。

フリーランスとは、従業員を使用せずに個人で業務を受託する人々を指しており、請負・委任の仕事をするシルバーの会員もこれに該当するとされたことにより、センターは、会員がフリーランス法の下で安心して就業できる環境を整備しなければならないこととなりました。

## フリーランス法に適應するよう 新しい契約方式へ移行します

この法律では、役務の提供を実際に行う会員と、それを受けるお客様（本来の発注者）との間に直接的な契約関係が生じるようにしなければなりません。

しかし、現行の契約方式は、お客様がセンターへ①業務委託し、センターは会員へ②再委託するという二段階の契約方式となっており、会員とお客様との間には契約関係は発生せず、フリーランス法に適應できていません。（イメージ図；上／見直し前）

厚生労働省からも法の趣旨に沿う契約方式への見直しを行うよう方針が提示されており、**発注者と会員との間に直接的な契約関係**が生じるようにするため、令和7年4月から三者間の包括契約による新しい契約方式に移行することとなりました。（イメージ図；下／見直し後）

## 三者間の包括契約について

新しい契約の方式は、三者間の包括契約という方式で、これまでお客様から業務を一式でお請けしていたものを、4月からは、

① お客様からの会員への仕事の依頼・作業料の支払等をセンター経由で行い、センターがお客様と作業内容等諸事を調整のうえ会員とのマッチングを行うこと

② 会員がお客様とセンターとの間で合意した作業に就業すること

の二つの内訳でお請けすることになり、お客様からのご依頼には、①については 利用規約、②については 会員業務就業規約という定型約款（基本的なルールを定めたもの）に同意をいただいた上でご依頼をいただくこととなります。

なお、センターは、発注者と会員との間で業務が円滑に実施できるようサポートをさせていただきます。

契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、お客様には、これまでどおり安心してシルバー人材センターをご利用いただきますようお願いいたします。

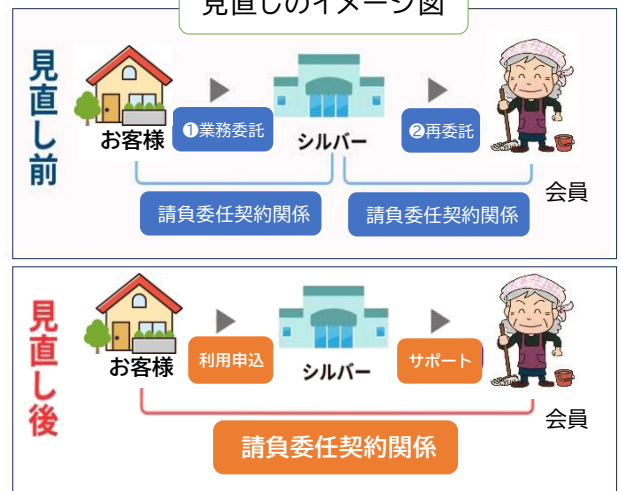
## フリーランス法 令和6年11月1日施行

フリーランスが  
安心して働ける環境を整備

取引の適正化

就業環境の整備

### 見直しのイメージ図

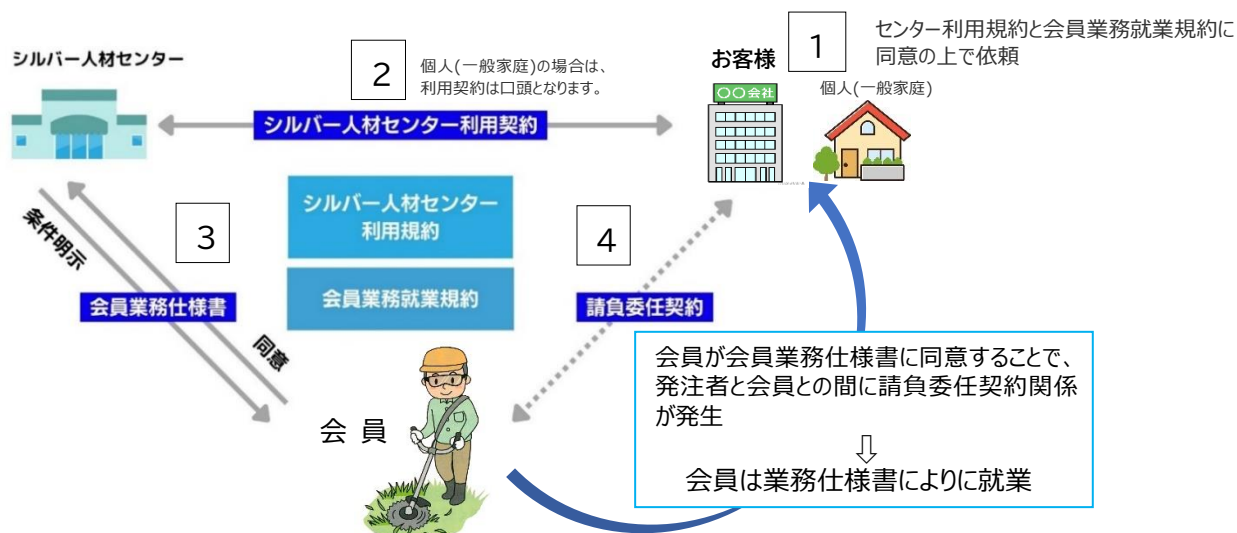


## 新しい契約関係（三者間の包括契約）

三者間の包括契約については、次の流れで進められます。（4頁と関連）

順	内 容	説 明
1 仕事の依頼	お客様は、センターの利用規約と会員業務就業規約に同意の上で業務の依頼を行います。	シルバー人材センター利用規約とは、お客様がセンターを通じて会員に業務を委託する際の、また、会員業務就業規約とは、会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール（定型約款）です。
2 業務内容協議	センターは、仕事の内容・条件等により見積もった金額を提示し、お客様が了承された場合、センターと利用契約を結びます。  契約関係が準委任の契約書となるため、印紙税法上の課税文書に当たらないことから、収入印紙は不要です。	利用契約は、お客様がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センター利用料や業務内容、会員の報酬額などを定める契約です。  お客様が事業所の場合は書面により、個人（一般家庭）の場合は口頭で行わせていただきます。
3 就業会員選定	センターは、利用契約をもとに会員業務仕様書を作成し、会員に就業条件を明示して就業する会員の選定（マッチング）を行います。	フリーランス法に基づく就業条件明示等の作業は、センターが行います。（発注者の作業は発生しません。）  マッチングに当たり、会員は会員業務就業規約に同意しています。
4 契約の成立	会員が <u>会員業務仕様書に同意することで、発注者と会員との間に請負委任契約関係が生じる</u> こととなります。	契約成立により、会員が業務を遂行します。 なお、センターは、発注者と会員との間でこれまでどおり様々な調整を行います。

上記の流れにより、発注者・センター・会員間の包括契約関係が成立します。



## 就業から料金の支払い

この後、会員は業務仕様書に基づき就業し、完了後に発注者の確認を受けてセンターに報告、センターは、発注者にセンター利用料金（業務委託料）を請求しますので、所定の銀行口座への振り込みにより納付いただけます。

利用料金は、会員が報酬として受取る会員業務委託料とセンターの事務費としてのセンター業務委託料との2つで構成されており、センターから合わせて請求されます。

なお、新たな契約方法では、会員は、自身が受け取る会員業務委託料をセンター経由で請求、受領することとなるため、請求書はセンター分のセンター業務委託料と、会員分の会員業務委託料とに分けて料金内訳を記載し、一括して1枚のもので請求しますので、ご承知おきください。

## 事業所等のお客様へ

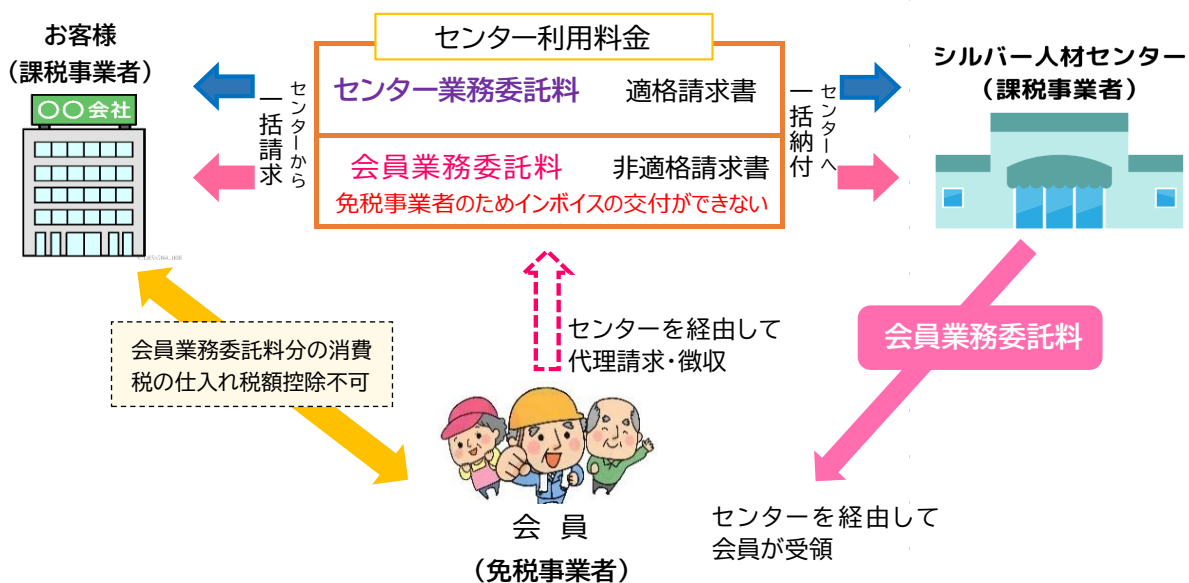
料金の一部に関する消費税の課税関係が変わります。

シルバー人材センターがお客様からいただく料金は、会員業務委託料（会員が手にする報酬）とセンター業務委託料の2つで構成されています。

このうち、会員業務委託料については、新たな契約方法では会員は、センターを経由して請求し、受領することとなるため、お客様が会員に対して支払う形となり（みなされ）ます。

そのため、センターはセンター業務委託料については消費税に係る適格請求書（インボイス）の交付ができますが、会員業務委託料については交付することができません。

この場合、本来であれば会員業務委託料について会員がインボイスを交付する立場にありますが、会員は消費税免税事業者（年間の課税売上高が1000万円以下）であるためインボイスを発行することができません。（会員業務委託料は、消費税の仕入れ税額控除が受けられません。）



内 訳	詳 細
適 格 請 求 書 分	センター業務委託料
非 適 格 請 求 書 分	会員業務委託料

センターが発行する請求書は、左表の料金内訳により記載することになります。

お客様が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

① 個人や家庭など事業者ではない者	消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
② 簡易課税制度を選択している事業者	消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱いとなります。
③ 官公庁などの一般会計による事業	みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱いとなります。

消費税の課税事業者様には、会員業務委託料分について消費税の仕入れ税額控除が受けられないことから、負担増につながる結果となりますが、シルバー事業を適法に運営する上でやむを得ない対応であり、ご理解のほどお願い申し上げます。

# 新契約方式への移行による変更点

これまでお客様とは、口頭を含め業務一式での業務委託契約としていましたが、4月以降は、利用規約、会員業務就業規約への同意をお願いするとともに、事業者(従業員あり)のお客様については、利用契約の締結(個人のお客様は口頭による)などをお願いします。

その他の手続きでは、大きな変更はありません。

## ■ お仕事の依頼から業務終了までの主な流れ

	変 更 後
発注の準備	<p><b>現行と変更ありません。</b></p> <p>センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。</p>
<p><b>【新】</b> センター利用契約の締結</p>	<p><b>手続きは現行と変更ありません。</b></p> <p>なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。</p>
<p><b>【新】</b> 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立</p>	<p><b>新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。</b></p> <p>フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。</p> <p>会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。</p>
<p><b>【新】</b> 業務委託料の請求</p>	<p><b>新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。</b></p> <p>変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。</p>
<p><b>【新】</b> 適格請求書の発行</p>	<p><b>センター分の業務委託料は「適格請求書」として発行します。</b> センター（課税事業者）からの請求となります。</p> <p><b>会員分の業務委託料(配分金)は、適格請求書の発行ができません。</b> 会員（免税事業者）からの請求となります。</p> <p>※会員が受け取る「会員業務委託料」は、会員がセンターを経由して請求、受領することとなります。</p>

契約方法の見直し後におきましても これまでどおり、お客様が安心してセンターをご利用いただけますよう、引き続き変わらぬサービスの提供に努めますので、よろしくお願いいたします。